

柏崎民商会報

19年3月4日

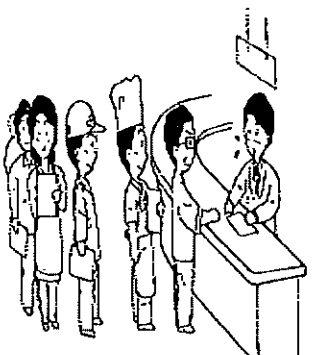
〒九四五〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二一〇号
TEL (〇二五七) 一三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 一三一一九三〇七

消費税等の集団分納申請を行います 相談希望者は役員又は事務所に連絡

所得税の確定申告期限まで10日余となり、終盤戦になります。支部等での申告相談会は終了しました。まだ申告書を完成していない会員さんは支部の役員と連絡をとり、今後の対応を検討ください。

支部の相談会では、「売上が1000万円以下になっても、消費税を21万円も払うんだけ！」（建築業）「新築を請けおったから、56万円の消費税！」（建築業）と、高額な消費税にビックリしています。そのため、消費税納付の分納を求める声が事務局等に寄せられています。数年前から「申請型『換価の猶予』を活用した」集団申請を始めました。昨年申請した会員さんはほぼ全員受理されました。

分納相談・換価の猶予などは、消費税だけでなく所得税・県市民税なども可能です。納税者の権利として申請しましょう。相談希望者は役員又は事務所へ連絡下さい。



料飲支部が役員会等を開き

4月7日に支部総会開催決定

料飲支部は、役員だけでなく、役員以外の会員さんにも気軽に参加してもらおうとランチ付き役員会（毎月第3水曜）をほぼ毎月開いています。

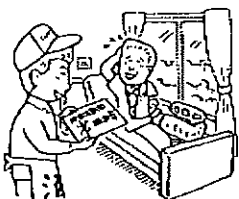
2月は、班を中心にした申告相談会があり、27日（水）にランチ付き役員会を12時開き、役員等6人が参加。会場は柏崎市産業文化会館のレストランで食事をしてから、別会場で役員会になります。

「まだ申告を済ませていない会員さんもありますが、申告が終わると、4月は総会の時期になります」と支部長があいさつ。総会は4月7日（日）開催で決定。その後は、親子でお店をしている会員さんの相談に、役員が知恵を出し合っただけ。アドバイス。あつたか役員会になりました。

仲間どうしの助け合い共済会へ

感謝の声が届いています

東支部で親子で鉄工業を営んでいる会員さんからのお礼のひと言を紹介します。この度は、お見舞金をいただき、ありがとうございます。治療代に大切に使用させて頂きました。



今週の商工新聞に柏崎の記事が掲載

商工新聞は消費税増税中止など営業と生活を守るための情報や全国の民商の活動をたくさん掲載。「北から南から」(5ページ)に今年最初の柏崎民商の記事。探して読んで下さい。

